

公 告

分任契約担当官
自衛隊福岡病院
会計課長 田中 英夫

次のとおり一般競争入札を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名：食器洗浄及び清掃作業部外委託
- (2) 規 格：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：自衛隊福岡病院
- (4) 履行期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度及び令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で九州・沖縄地域の資格のA、B、C、D等級に格付けされている者であること。また防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）を申請中の場合は、申請中の旨を入札時に証明できる者であること。
- (4) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から陸幕会第1147号（27.12.2）「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について（通達）」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買若しくは製造又は役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則として、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。
- (7) 社会保険及び労働保険の適用を受けている場合は、直近1年間において保険料等の滞納がないこと。
- (8) 陸上自衛隊春日駐屯地（以下「官側」という。）における食器洗浄及び清掃作業部外委託に係る仕様書に規定する業務を提供できる態勢が整っている者又は本委託業務開始までに整えることができることを証明できる者であること。
- (9) 提出した書類に虚偽を記載していないと認められる者であること。
- (10) 次項第4号アに示す入札関係書類について、合格であった者

3 入札及び契約締結に係る業務予定

本委託業務の入札に係る落札及び契約締結は、本委託業務に係る令和7年度予算が成立することを条件とする。

(1) 仕様書の配布

令和6年12月11日（水）
以降、次の場所において配布する。

- ア 自衛隊福岡病院会計課事務室
- イ 陸上自衛隊西部方面会計隊ホームページ

(2) 入札説明会

実施しない。ただし、現場確認を希望する者は令和7年1月6日（月）から令和7年1月20日（月）の間（土・日・祝日を除く8時15分から17時00分）、希望日の2日前までに担当者に

連絡することとし、個別に対応する。

(3) 現場確認の対応担当者

自衛隊福岡病院給食課 井村

TEL 092-581-0431 (内線285)

(4) 入札関係書類提出

ア 提出書類

(ア) 資格審査結果通知書

令和07・08・09年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)の写しを提出すること。ただし、令和07・08・09年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)を、申請中で、当該通知書を受けていない場合は、更新に係る申請中であることを証明できる書類の写しを提出し、更新手続き完了後、当該年度の資格審査決定通知書の写しを提出するものとする。

(イ) 令和6年度分社会保険(健康保険及び厚生年金保険)及び労働保険(雇用保険及び労働者災害補償保険)の納入証明書

(ウ) 業務提案書

仕様書に規定する業務を提供できる態勢の有無を確認するため、次に掲げる事項を具体的に記載すること。

a 実施態勢

(a) 勤務予定表案、作業従事者等の採用及び運用計画等並びに消耗品等

aa 勤務予定表案(食器洗浄及び清掃作業に必要と見積もった人員数を基に、任意の1か月分を作成すること。氏名の記載は不要)(別紙第1「勤務予定表案」の例参照)

ab 従業従事者及び現場責任者の採用及び運用計画並びに予定人員数を確保できなかった場合の処置対策(別紙第2「採用・運用計画等」の例参照)

ac 受託者が準備する消耗品及び使用見積(衛生用消耗品含む)(別紙第3「受託者が準備する消耗品及び使用見積」の例参照)

(b) 食器洗浄及び清掃作業時における作業従事者等の配置

仕様書に示す「食器洗浄人員の配置(基準)」に準拠し、図示等により、理解容易なように説明(別紙第4「食器洗浄人員の配置」の例参照)

(c) 管理態勢及び連絡態勢

aa 受託者、現場責任者及び作業従事者の呼集網図並びに機能組織図(氏名及び連絡先の記載は不要)(様式随意)

ab 欠員が生じた際の処置要領(フロー、マニュアル等)(様式随意)

ac 安全管理計画(様式随意)

(d) 従業員の教育研修態勢

aa 社内教育の実施計画(様式随意)

ab 新規採用者の教育態勢(様式随意)

b 食品衛生管理

(a) 衛生管理計画

aa 作業従事者等の健康管理の取り組み(様式随意)

ab 細菌検査の検査実施項目及び実施時期(ノロウイルスを実施する場合はその旨を記載)(様式随意)

ac 新型コロナウイルス、ノロウイルス等感染症罹患(疑いを含む。)発生時の対応要領(様式随意)

(b) 衛生事故への対応

報告態勢、社内マニュアル等(様式随意)

c 入札年月日の前々年度以降における、陸上自衛隊との同種契約の履行状況

(a) 不履行内容(減額されたものを含む。様式随意)

aa 駐屯地名及び時期

ab 業務不履行の内容及び発生原因

(b) 不履行内容の改善状況及び再発防止施策(様式随意)

aa 改善に当たり取り組んだ事項

ab 当該駐屯地で業務を履行するに当たり実施する再発防止策

イ 提出期限

令和7年1月20日(月)17時00分

ウ 提出方法

自衛隊福岡病院会計課に持参又は郵送すること。

(5) 入札関係書類の審査

前号アに掲げる提出書類を審査し、1項目でも要件を満たしていない場合には不合格とする。なお、審査に際しては入札参加希望者に対しヒアリングを行うこと又は追加資料の提出を求めることがある。

(6) 入札参加資格に係る審査結果の通知

令和7年1月22日(水)までに書面により通知する。

(7) 審査結果に対する疑義の申し立て

審査結果に疑義のあるときは、疑義の内容について、通知を受理した日の翌日から起算して3日以内に書面をもって申し立てることができる。当該申し立てに対しては、疑義の申立ての書面を受理した日の翌日から起算して3日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を含まない。)以内に書面により回答する。ただし、当該回答に対する疑義申し立ては受け付けない。

(8) 入札及び開札

ア 時期

令和7年1月29日(水) 14時00分

イ 場所

自衛隊福岡病院 第1会議室

ウ 入札書には、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載する。

エ 郵便による入札の場合は令和7年1月29日(水) 13時00分必着とし、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。

(9) 落札者の決定

第1項に規定する入札参加資格を全て満たした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査の上決定する。この場合、全ての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。

(10) 業務の引継ぎ

落札者は、官側に対して業務の引継ぎ等について必要な調整を申し出ることができる。

(11) 契約書の作成(契約締結)

ア 全般

落札者が契約担当官等から交付された契約書案に記名押印して契約担当官等に提出し、契約担当官等が記名押印して契約締結とする。

イ 落札者の提出

(ア) 提出期限

落札決定の翌日から起算して7日以内(休日を含まない。)とする。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

(イ) 提出方法

自衛隊福岡病院会計課に持参又は郵送すること。

ウ 契約書の作成(契約締結)時期

令和7年4月1日

エ 様式

陸上自衛隊駐屯地用標準契約書による。

オ 基本契約条項及び特約条項

(ア) 食器洗浄等業務部外委託契約条項

(イ) 談合等の不正行為に関する特約条項

(ウ) 暴力団排除に関する特約条項

(エ) 部分払に関する特約条項

カ 添付する書類

仕様書

4 委託費の支払い方法

(1) 委託費は契約書に基づき毎月支払うものとし、官側が実施する監督及び検査により本委託業務が適正に履行されたことを確認し、かつ受託者から適法な請求書を受領した日から30日以内に支払う。

- (2) 官側は、仕様書に定める「本委託業務の内容」を一体のものとして受託者から購入するものである。ただし、次項第2号に規定する「委託費の減額」に該当する場合は月々の委託費から減じて支払うものとし、次項第3号に規定する「違約金」に該当する場合は月々の委託費から相殺できるものとする。

5 委託費の減額等

(1) 本委託業務に係る改善指示

官側は、受託者の責めに帰すべき事由により、仕様書に定める役務履行に必要な態勢が満足されない又は仕様書に基づき適正に役務が履行されていないと判断した場合は、受託者に対して速やかに文書により勧告する。

受託者は、官側から当該勧告を受けた場合は、速やかに文書をもって改善計画を提出し、1週間以内に改善を図らなければならない。官側は、改善が図られない場合、契約を解除することができる。ただし、受託者が、改善期間の延長を官側に申し出て、事前に官側の承認を得た場合を除く。

なお、文書による勧告をした場合においては、陸幕会第1147号(27.12.2)第4項(指名停止に至らない場合の警告等)に基づく通知等を行うものとする。

(2) 委託費の減額

受託者の責めに帰すべき事由により、受託者が委託業務の全部又は一部を履行しなかった場合は、その履行しなかった部分に係る契約代金を減じる。

(3) 違約金

官側は、受託者の債務不履行又は履行不能により、この契約の全部又は一部を解除した場合は、代金(一部解除する場合は、解除部分に相当する代金)の10パーセントの金額を受託者から違約金として徴収する。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

(4) 減額又は違約金の額を超える損害賠償

受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により前号に掲げる以外の損害を官側に与えた場合及び前号に係る実際の損害額が減額又は違約金の額を超える場合は、官側に対して実際の損害額を賠償する義務を負う。

6 契約内容の変更

官側及び受託者は、やむを得ない事由により契約の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ変更の理由を相手方に提示し承認を得なければならない。

7 公告の掲示場所

西部方面隊ホームページ (<http://www.mod.go.jp/g sdf/wae/>)

自衛隊福岡病院会計課

8 契約条項・入札等参加者心得を示す場所

自衛隊福岡病院会計課及び西部方面隊ホームページ

9 落札決定方法

本公告第2項で示す競争に参加する者に必要な資格をすべて満たした者のうち、総額が予定価格の制限の範囲内の最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令(昭和24年勅令第165号)第85条の規定により契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査のうえ決定する。この場合、すべての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 入札方法

- (1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税法に規定する消費税率に基づく消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

- (2) 入札書下部余白に「当社(私・個人の場合)、当団体(団体の場合)は、上記公告に対して「入

札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。記載がない場合、競争参加者として認めない。

11 入札の無効

- (1) 第2項で示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 第3項第4号で示す入札関係書類を提出しなかった者の入札
- (3) 入札金額、入札者が不在入札並びに判明し難い入札
- (4) 電話・電報・FAX等による入札
- (5) 暴力団排除に関する誓約に係る記載がない場合及びその内容に虚偽があった場合、並びに暴力団排除に関する誓約に反する事態が生じた場合
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

12 その他

- (1) 入札に関し委任を受けた者は、入札執行の前に「委任状」を提出すること。
- (2) 郵便による入札の場合は、令和7年1月29日(水)13時00分までに必着するよう「書留」で郵送し「食器洗浄及び清掃作業部外委託入札書在中」と記入するとともに、郵便による応札である旨を必ず電話連絡すること。
なお、初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。

13 入札及び仕様書に関する事項の問合せ先

- (1) 入札に関する事項
〒816-0826 福岡県春日市小倉東1丁目61番地
自衛隊福岡病院会計課 契約班 大塚
TEL 092-581-0431 (内線317)
FAX 092-581-4828
- (2) 仕様書に関する事項
自衛隊福岡病院給食課 井村
TEL 092-581-0431 (内線285)

「採用・運用計画」の審査要領

審査着眼①	当該駐屯地での継続任用、他事務所からの異動、新規採用により、勤務予定表に示されている人員が確保されているか確認
審査着眼②	計画どおり進捗しなかった場合の処置について確認

〇〇駐屯地の給食業務部外委託における作業従事者等の採用・運用計画（例）

		確保予定人員	所属等	採用・運用予定	備考
現場責任者		①	弊社所属	引き続き〇〇駐屯地勤務	調理師免許保有
		2	弊社所属	引き続き〇〇駐屯地勤務	審査着眼① 勤務予定表に示されて いる人員の確保
		3	弊社所属	引き続き〇〇駐屯地勤務	
		④	弊社所属	引き続き〇〇駐屯地勤務	
		⑤	弊社所属	引き続き〇〇駐屯地勤務	調理師免許保有
		6	弊社所属	引き続き〇〇駐屯地勤務	
		7	弊社所属	引き続き〇〇駐屯地勤務	
		⑧	弊社所属	引き続き〇〇駐屯地勤務	調理師免許保有
		⑨	弊社所属	現在〇〇病院にて勤務 〇〇病院から異動予定（調整済）	調理師免許保有
		10	弊社所属	現在××駐屯地にて勤務 ××駐屯地から異動予定（検討中）	
		⑪	新規採用	業務開始前（3月10日まで）に採用予定	
		12	新規採用	業務開始前（3月10日まで）に採用予定	審査着眼② 計画どおり進捗しな かった場合の処置

※1 ××駐屯地から異動できなかった場合、新規採用にて対応

※2 新規採用にて3月10日までに確保できなかった場合、当面本社の人員をもって対応するとともに、地域を拡大して募集を継続

「消耗品見積及び使用見積」の審査要領

審査着眼①	給食・食器洗浄の各業務について、仕様書に示す最低限の消耗品が列挙されているか
審査着眼②	使用見積量は、官側の見積と同程度か

		審査着眼① 最低限の消耗品の列挙	審査着眼② 官側と同程度の使用見積
No	使用区分 品名	使用見積(月) (例) 1, 200枚	使用見積(年) (例) 14, 400枚
1	作業従事者個人用 マスク		(例) 3枚/人日×12人×31日=1,116枚/月
2	作業従事者個人用 個人用被服		(例) 帽子・ユニホーム・エプロン・履物等 12名×2セット(上半期・下半期)
3	作業従事者個人用 使い捨て手袋		
4	作業従事者個人用 爪ブラシ		
5	調理用消耗品 クッキングペーパー		
6	調理用消耗品 クッキングシート		
7	調理用消耗品 サランラップ類		
8	調理用消耗品 アルミホイル		保冷・保温等時にも使用
9	調理用消耗品 食品用洗剤		次亜塩素酸ナトリウム等
10	調理器具清掃用 スポンジたわし		
11	調理器具清掃用 タオル、布巾		調理台等清掃
12	調理器具清掃用 中性洗剤、弱アルカリ性洗剤		調理機械、包丁、まな板等
13	調理器具清掃用 消毒用アルコール		洗浄後消毒
14	調理器具清掃用 クレンザー		
15	厨房清掃用 デッキブラシ		
16	厨房清掃用 バケツ		
17	厨房清掃用 ポリ袋		
18	厨房清掃用 水切り		
19	厨房清掃用 モップ		
20	官民共用 アルコール消毒液		厨房入口、トイレ等
21	官民共用 手洗い石鹸液		厨房入口、トイレ等
22	官民共用 ペーパータオル		厨房入口、トイレ等
23	官民共用 トイレトペーパー		トイレ等

※20から23は官民共用となるため、作業従事者数を基準とし、官と要調整

配食（食器洗浄） 人員の配置予定の審査要領

審査着眼①	仕様書に準拠し、施設等の特性を踏まえ、主な任務等及び必要な人員数が図示されているか。
審査着眼②	提案する人数が少なかつた場合、不足が見積もられた場合、不足の処置要領は考えられているか。

【配食作業における人員配置】（例）

審査着眼①
最低限の人員の図示

【食器洗浄作業における人員配置】（例）

審査着眼②
不足した場合、任務（役割）の補充要領

食器洗浄機

食器洗浄機

食器格納

食器消毒保管庫

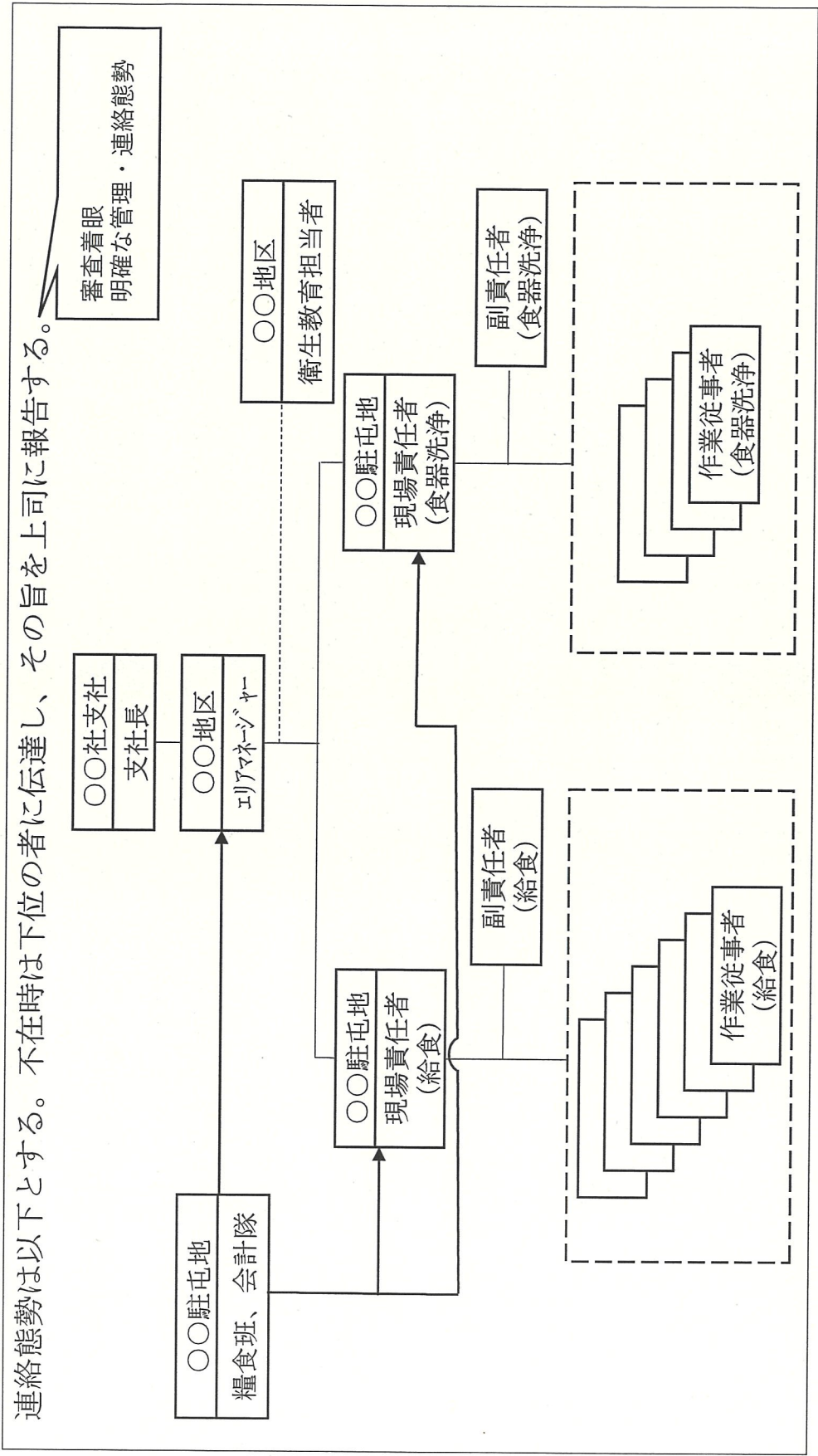
区分	主な任務等	各レーン配置人数	食堂合計人数	総合計
全般	現場責任者(幹部食堂飯・食器等補充兼任)		1	17
	飯・食器等の補充	1	1	
配食等 担当	飯・洋皿(主菜)担当	2	6	3
	鉢・小鉢等(副菜)担当	2	6	
	汁担当	1	3	
人員	主な任務等			総合計
	現場責任者(全般指示、食器格納兼任)			1
	シンクに溜まった食器等を食器洗浄機へ流し入れ			1
	洗浄が完了した食器をカゴに入れ、食器消毒保管庫へ格納			1

管理態勢及び連絡先の審査要領

【呼集網図】

審査着眼 受託者、現場責任者及び作業従事者の管理・連絡態勢は確立されているか

呼集網図 (例)



※ 給食業務と食器洗浄及び清掃作業業務の両方を受託した場合

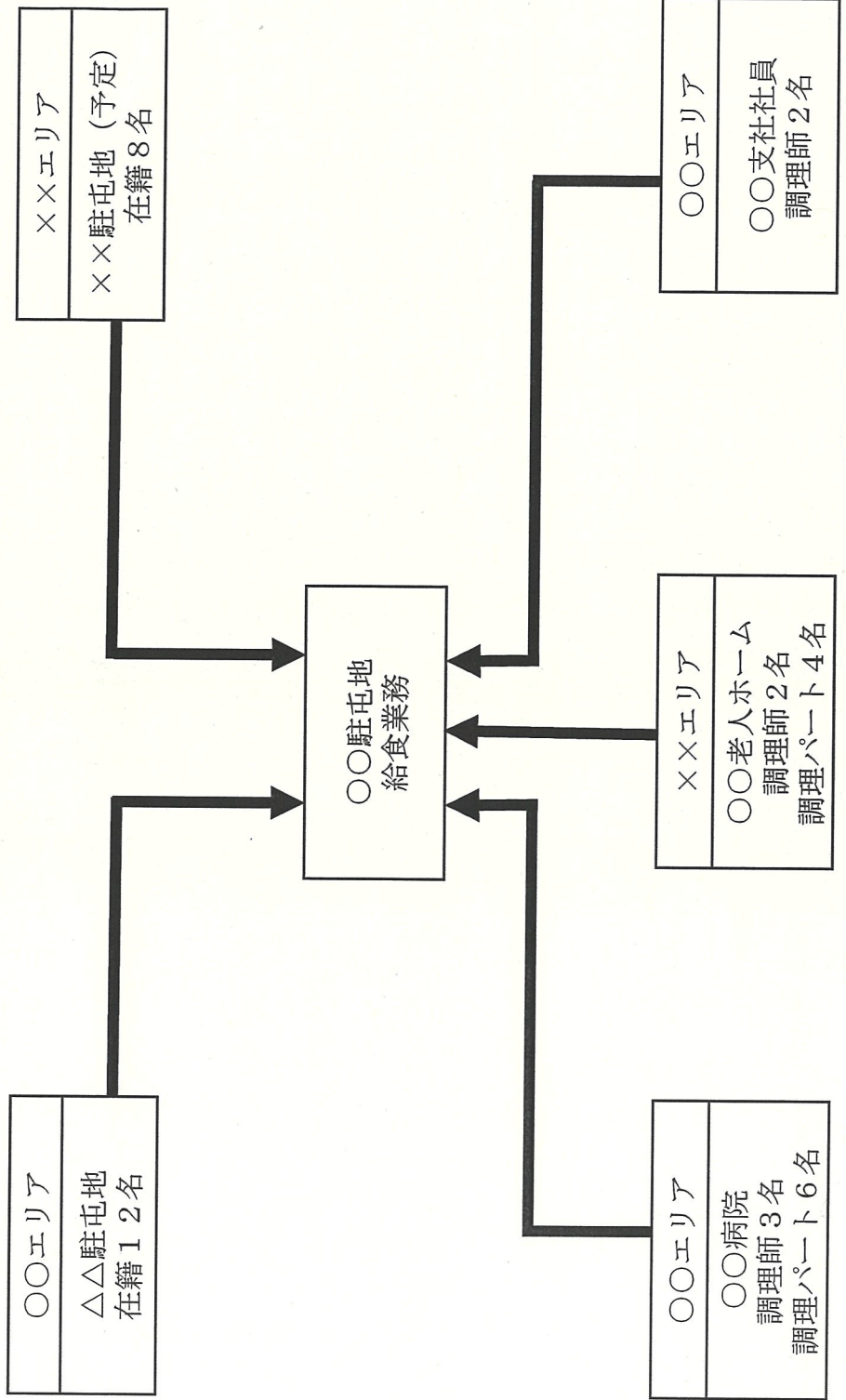
【欠員が生じた際の処置要領】

審査着眼 予定していた作業従事者に欠員が生じた場合の処置 (補充態勢) は整っているか

審査着眼
欠員が生じた場合の
処置要領

欠員が生じた際の処置要領 (例)

〇〇駐屯地の作業従事者に欠員が生じた場合は、△△駐屯地、近隣の××エリアの受託事務所及び〇〇支社に所属する社員 (調理師免許保有者) によって対応



【安全管理計画】

審査着眼①	食品への異物混入及び器材故障の未然防止のための態勢が整っているか
審査着眼②	事故発生時の連絡の流れは整っているか

審査着眼①
異物混入及び器材故障の
未然防止態勢

安全管理計画（例）

項目	必要性	確認時期	方法	実施記録
異物混入	食品への異物混入防止	確認時期	作業準備／下処理／調理・配食／後片付け	器材確認記録表
		確認要領	自主及び相互点検	
		異常時の対処	一旦作業を中止し、監督官等へ報告して指示待ち	
器材点検	調理器材の万全	確認時期	器材の特性による（使用の都度／週1回／月1回）	
		確認要領	官側の指示に基づく	
		異常時の対処	一旦作業を中止し、監督官等へ報告して指示待ち	
連絡体制	事故等発生時の速やかな対応	確認時期	事態発生時速やかに	
		確認要領	相互確認し、速やかに現場責任者へ報告	
		異常時の対処	一旦作業を中止し、監督官等へ報告して指示待ち	

審査着眼②
事故発生時の連絡・報告要領

〇〇社
作業管理
マニュアル

【従業員の教育研修態勢】

審査着眼①	社内教育の時期・内容・頻度は適切か
審査着眼②	新規採用者に対する教育態勢は整っているか

教育研修態勢 (例)

目的	衛生的な給食の提供及び隊員の満足度向上を図るため、必要な知識及び技術を付与するとともに、意識の高揚を図る。
教育等実施の時期	3月20日、6月20日、9月20日、12月15日(予定) (新規採用者は、業務開始1週間前に臨機に実施)
教育等の場所	〇〇駐屯地隊員食堂
教育等実施者	〇〇支社の安全管理担当及び管理栄養士
教育等に使用する資料	当社の安全管理マニュアル 当社の衛生管理マニュアル 当社の作業マニュアル
備考	新規採用者は、教育等実施の後1週間の慣熟期間を設ける。

審査着眼②
新規採用者への
教育態勢

審査着眼①
教育実施時期・
内容・頻度

審査着眼②
新規採用者への
教育態勢

食品衛生管理に関する審査要領

審査着眼①	大量調理施設衛生管理マニュアル、感染症法等に基づく衛生管理態勢が整っているか
審査着眼②	衛生事故発生時の連絡の流れは整っているか

衛生管理計画（例）

項目	必要性	方法	審査着眼① 大量調理施設衛生管理マニュアル 等に基づく衛生管理態勢			
			確認時期	実施記録		
健康管理	食中毒菌等の混入防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日々出勤の都度 ○ 毎月20日検便（大腸菌等）、10～3月はノロウイルスも併せて実施 ○ （コロナウイルス等感染疑い）速やかに ○ 現場責任者による聞き取り、体温測定 ○ 各人の検便を行い、部外機関に検査を依頼 ○ 部外機関に濃厚接触者等のPCR検査を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出血を伴う怪我、体温37.5℃以上の場合出勤停止 ○ 病原体等が検出されなくなってから出勤 	健康管理記録表		
					確認時期	厨房進入時、トイレの後、ゴミの処理後
					確認要領	
手洗い	食品への二次汚染防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 逐次の注意喚起、再教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事態発生時速やかに 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社報告書 		
					確認時期	相互確認し、速やかに現場責任者へ報告
					確認要領	
連絡体制	衛生事故等発生時の速やかな対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事態発生時速やかに 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社報告書 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 社衛生管理マニュアル 		
					確認時期	一旦作業を中止し、監督官等へ報告して指示待ち
					確認要領	

審査着眼②
衛生事故発生時の連絡・報告要領

過去3年間における同種契約の履行状況の審査要領

審査着眼①	官側の認識と比較し、記載内容に不明確な事項はあるか
審査着眼②	再発防止策は、具体的かつ実効性のある記載内容か

審査着眼①
不明確な記載内容

【不履行内容及び発生原因】 (例)

駐屯地名	時期	不履行内容	発生原因
××駐屯地	3. 4. 5 1 2	官側による調理・配食支援	必要な従業員の未確保
△△駐屯地	3. 9. 25 ～9. 31	食中毒発生に伴う給食の停止	作業従事者由来の食中毒菌による食品二次汚染

【履行内容の改善状況及び再発防止策】 (例)

駐屯地名	時期	改善状況	再発防止策
××駐屯地	3. 4. 5 1 2	同一市内において受託している××病院の調理師を運用して従業員を確保	あらかじめ、近隣の事務所等から予備要員を確保
△△駐屯地	3. 9. 25 ～9. 31	○ 厨房入室時の手洗いの相互点検 ○ 従業員教育の徹底	相互に点検する要員を設定し、厨房入出時の手洗い点検を確実に実施

審査着眼②
具体的かつ実効性のある再発防止策